

# Tochigi Monthly 2025

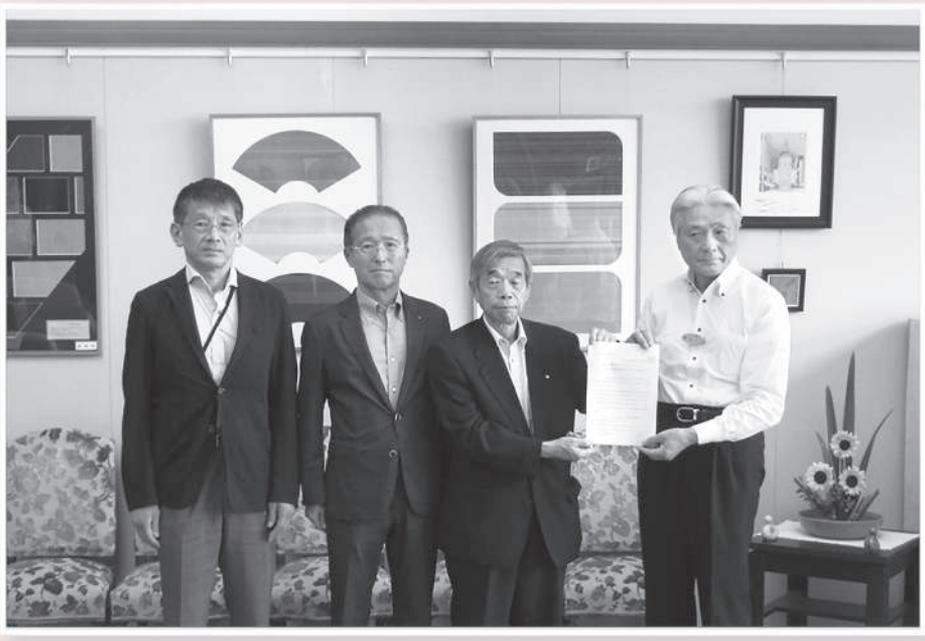
組合活性化情報 *Information For Small Business Association*

**特集**  
P1-3

- ・ 令和7(2025)年度栃木県事業承継支援補助金の公募について
- ・ 令和7年度「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内

## Contents

- 4-5. FLASH
- 6-7. 景況レポート(令和7年7月)
- 8-9. よろず支援拠点コラム
- 10. 組合ニッポン!めぐり旅/Q&A
- 11. 関係機関からのお知らせ
- 12. 中央会からのお知らせ



酒米等原材料米の価格高騰対策について要望書を提出 (写真は栃木県知事)

9月号  
vol.688

栃木県中小企業団体中央会

# 令和7(2025)年度 栃木県事業承継支援補助金の公募について

本補助金は、中小企業の皆様が事業承継に向けて、専門家（弁護士、税理士、公認会計士、中小企業診断士、司法書士等）を活用する場合の経費の一部について助成が受けられるものです。

## 1. 事業の目的

優れた技術や経営資源を次世代に引き継ぎ、安定した雇用や地域のサプライチェーンを維持するため、事業承継にかかる専門家活用経費の一部を補助することにより、中小企業者の事業承継を支援します。

## 2. 募集期間

令和7年6月10日から令和7年11月28日まで随時募集（予算額に達した時点で募集終了）

## 3. 事業の概要

- 事業実施期間：令和7年4月1日から令和8年2月15日まで
- 補助対象経費：事業承継にあたり、専門家に業務を委託するための下記の経費

事業	経費
価格算定	株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーションを委託した場合の経費
デューデリジェンス	デューデリジェンスを委託した場合の経費
契約書等の作成	最終契約書やレビューの作成を委託した場合の経費
不動産鑑定評価書作成	不動産の時価評価を委託した場合の経費
労務関連手続き	最終契約書等に基づき労務関連手続きを委託した場合の経費
債務整理手続き	債務整理手続きを委託した場合の経費
代表者の変更等に伴う登記手続き	最終契約書等に基づき不動産売買や定款変更、根抵当権解除等の登記を委託した場合の経費

- 補助率：事業実施期間内に完了した補助対象経費の**2分の1以内**
- 補助限度額：**50万円**

## 4. 補助対象者

補助対象者の主な要件は下記のとおりです。

- 栃木県内に本店を有する中小企業者であること（個人事業者の場合、栃木県内に住所を有すること）
- 事業承継後も常時使用する従業員の雇用を維持し、事業拠点を栃木県内に維持・確保することが見込まれること
- みなし大企業ではないこと
- 支援機関から推薦を受けていること ※この他の要件及び詳細については、**必ず交付要領をご確認ください。**

## 5. 申請手続き

- 申請先  
事業承継支援補助金事務局（一般社団法人栃木県商工会議所連合会内）  
〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3階  
TEL 028-637-3725 / E-mail jigyoushoukei@ftcci.or.jp
- 申請方法：郵送又はメール  
メールで申請された場合、2～3日以内に事務局から受領メールが送信されます。  
メールが届かない場合は、必ず速やかに事務局までお問合せください。
- 交付要領について：栃木県HPに掲載されております。詳細を含め、そちらからご確認ください。  
URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/jigyoushoukei/r7uketukekaishi.html>



## 令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

### 1. 対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体などが対象。

- (1) 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体  
法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体
- (2) 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主  
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと

### 2. 助成対象となる取組

以下のいずれか1つを実施すること。

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組の事業

### 3. 成果目標

助成対象となる取組内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取組を行い、**構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用**すること。

### 4. 助成上限額と助成額

上記「成果目標」を達成した場合に、助成対象となる取組の実施に要した経費を助成。

《助成額の算定方法》

以下①～③のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額を控除した額
- ③ 上限額※

※原則、上限額は**500万円**

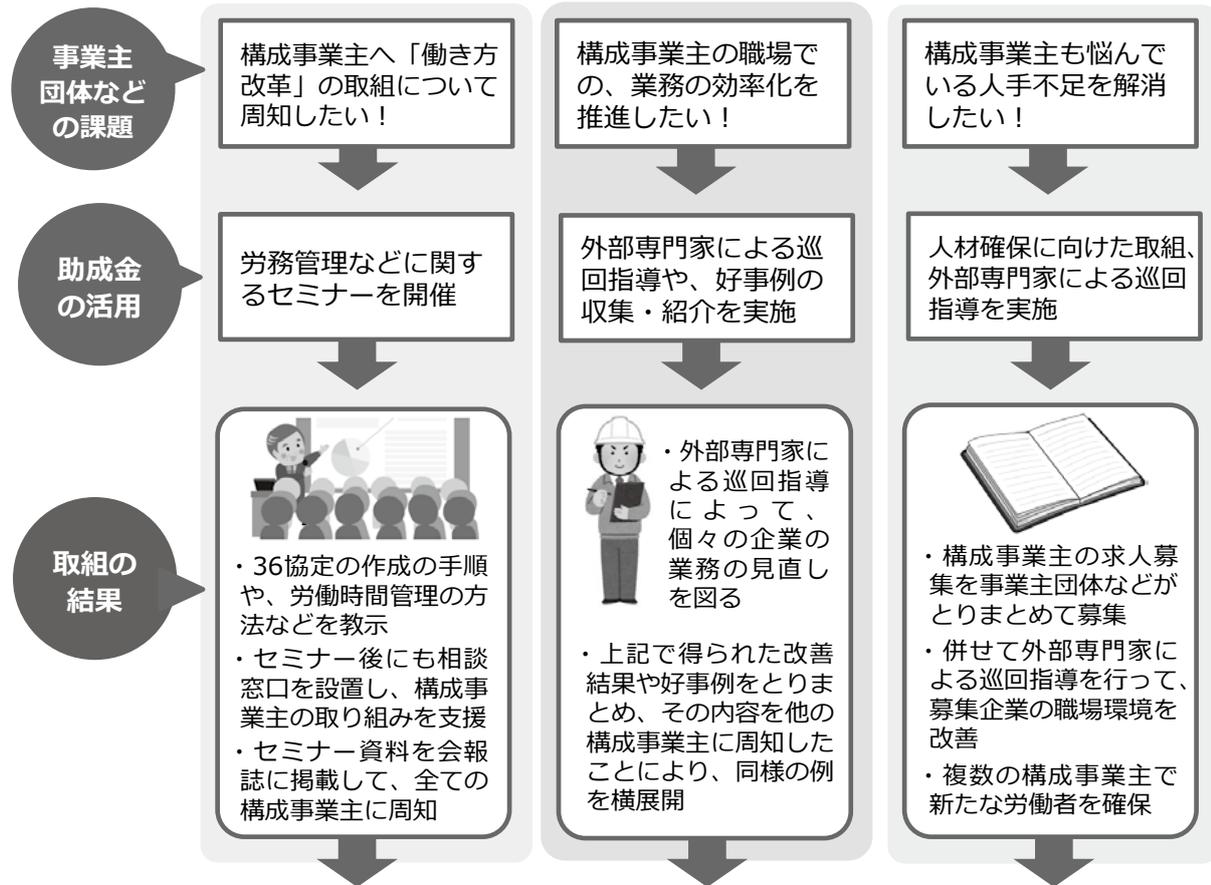
※都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など（傘下企業が10者以上）に該当する場合の上限額は**1,000万円**

### 5. スケジュール

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切：11月28日）  
交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（事業実施は、令和8年2月13日まで）

※助成金は予算に制約されるため、令和7年11月28日以前に予告なく交付申請の受付を締め切る場合があります。詳細は厚生労働省及び栃木労働局のHPをご確認ください。

## 6. 課題別にみる助成金の活用事例（イメージ図）



中小企業における労働時間等の設定改善の推進に向けて、環境を整備！

## 7. 組合等における活用事例（一部紹介）

### (1) 広域関東圏建設関連協同組合（茨城県 令和6年度）

東北・北陸・関東・中部の1都16県に事業場を有する建設関連事業者の協同組合。建設業界で共通する人手不足の課題に対し、MR（複合現実）グラス一体型ヘルメットと専用ソフトを導入。CAD図面と製品実寸を重ねて表示し、遠隔地からも指示可能とした。従来2人30分かかっていた採寸が1人25分に短縮され、省力化を実現。若手社員による社外発信で企業イメージ向上や採用意欲促進にもつながった。メーカーと連携し、操作性改善や多言語対応も検討中。

### (2) 岩手県菓子工業組合（岩手県 令和6年度）

大手進出や物価高騰で売上減少が続く中、県産食材を使った新商品開発を支援。セミナーや技術講習会で知見を共有し、15社が試作品を考案。盛岡市や東京都内で試食会とアンケート調査を行い、2社が商品化に成功。試作を通じて新たなヒントを得られた一方、開発期間の短さや原材料供給の課題も判明。組合として新収入源確保と販路開拓を目指す取組となった。

### (3) 徳島県木材買方協同組合（徳島県 令和5年度）

組合員企業の労働者高齢化と重労働による定着率低下を背景に、木材運搬の負担軽減と労災防止を目的としてパワーアシストスーツ7機を導入。機器レンタル規約を策定し、全組合員へFAXで案内、体験研修会を開催して着用方法や効果を動画化しHPで共有した。レンタル利用者から現場での性能・効用を聞き取り全組合員に周知。高齢者や女性でも1人で木材運搬が可能となり作業効率が向上し、長く働ける職場環境づくりに寄与した。

## 8. 申請先等

栃木労働局 雇用環境・均等室

宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 TEL 028-633-2795

※助成金についての詳細は、下記URLをご参照ください。

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>



# FLASH

～中央会事業の様子をお伝えします～

## 酒米等原材料米の価格高騰対策についての要望活動

この度本会では、酒米等の原材料米の価格高騰に対する支援策を求め、8月6日に福田富一栃木県知事へ、また8月12日には池田忠県議会議長、琴寄昌男副議長、佐藤良政務調査会長あてに、それぞれ要望活動を実施しました。

両日ともに、本会横倉正一会長、膝附武男副会長（栃木県米菓協同組合理事長）及び島田嘉紀理事（栃木県酒造協同組合理事長）が出席し、各業界とも現在極めて深刻な状況に追い込まれていることを訴え、県の支援を求めて陳情を行いました。

物価高や人手不足などの影響が続くなか、昨年から主食用米の価格が高騰し、その影響で、日本酒の原料である酒米や、米菓・和菓子・味噌などの原料となる加工用米の価格も上昇しています。価格転嫁も限界に達し、長年地域に愛されてきた伝統的な酒造りや、地域に根差した米菓・和菓子・味噌などの地場産業は、存亡の危機に直面しています。日本酒については、地理的表示（GI）認定の関係から国産米の使用が義務付けられており、価格・数量のいずれの面でも原料確保が困難な状況です。

こうした状況を踏まえ、原材料米の価格高騰を緩和する助成制度の創設や、中小企業等の資金繰り支援の拡充、原材料米の安定確保に向けた県の積極的な支援を強く要望いたしました。



## 大樹生命と協定を締結

7月24日、栃木県中小企業団体中央会は、大樹生命保険株式会社と包括連携協定を締結いたしました。

本協定は、県内中小企業の経営支援を一層強化することを目的としており、福利厚生や健康経営の推進、事業承継や事業再生への支援、災害時における連携体制の構築など、多岐にわたる分野で協力してまいります。大樹生命が持つ保険・金融の知見やネットワークを活かし、会員企業の皆様に有益な情報とサービスを提供するとともに、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

本会の横倉正一会長は、「今回の包括連携協定により、会員企業の皆様が直面するさまざまな経営課題に対して、より幅広い支援が可能になると期待している」と述べ、大樹生命の中島啓取締役専務執行役員は、「これを機に中央会との協力関係をさらに深め、活気あふれる地域づくりを共に進めていきたい」と述べ、双方とも今後の連携強化に強い意欲を示しました。



# FLASH

～中央会事業の様子をお伝えします～

## ▶▶ 令和7年度 女性活躍促進交流事業

7月30日、女性経営者や起業意欲のある女性、会員組合の女性役員等を対象に、資質の向上とネットワーク作りを目的とした研修交流会を開催しました。

講師にはジャイロ総合コンサルティング株式会社 コンサルタントの岩槻まなみ氏をお招きし、「ストレスに負けない心を育てる 働く女性のためのレジリエンスセミナー」をテーマにご講演いただきました。

岩槻氏はグループワークを交えながら、ストレスが心身に与える影響や、心の回復力＝レジリエンスの重要性について解説しました。ワークを通じて、自身の心の癖やストレス要因を客観的に捉え、認知の柔軟性を保つ習慣や、つながり・学びを継続するなど、日常生活で実践できる方法を紹介しました。



## ▶▶ 令和7年度 小企業者組織化特別講習会

8月7日、小企業者組合の運営の向上及び小企業者の組織化推進等を図ることを目的に、標記講習会を開催しました。

講師には株式会社さくらコミュニケーションズ 代表取締役の古川智子氏をお招きし、「カスタマーハラスメントセミナー～令和の時代におけるお客様との良好な関係性づくりのために…～」をテーマにご講演いただきました。

古川氏は、カスハラ対策のポイントとして、従業員を守るため「カスハラを許さない企業方針」を明確化し、適切な対応が企業価値向上につながる一方で、「お客様第一」の姿勢を忘れず、過度な対応で顧客離れを招かない配慮も必要と指摘。さらに、従業員教育では加害者にならない意識と接客力向上のためのロールプレイ研修が重要と述べました。また、あわせて「お客様は神様からお互い様へ変化している」と、顧客との新たな関係性の重要性にも言及しました。



掲  
載  
無  
料

- ★組合活動のPR!
- ★イベントの告知!
- ★商品のご紹介!
- ★こんなことに力を入れて取り組んでいます!
- ★ホームページを作りました!

などなど・・・どんな情報でも構いません。  
ぜひ中央会マンスリーをご利用下さい!  
情報の提供は、組合担当者までご連絡ください!



# 景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和7年7月分

7月の県内DI値は、売上高が前月比で1.92ポイント上昇したが、収益状況が-3.85ポイント、業界の景況が-1.92ポイントとそれぞれ減少した。

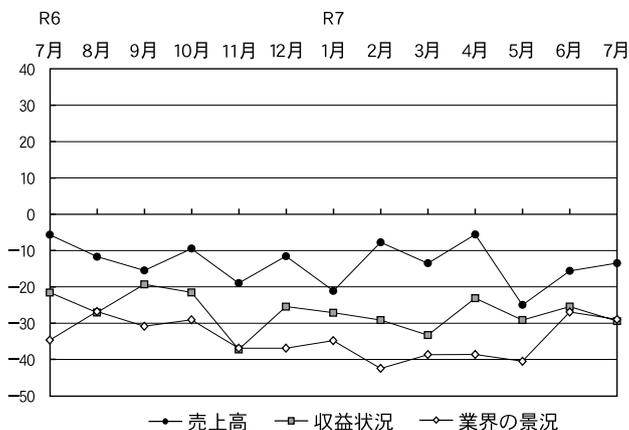
県内中小企業の景況感は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しがみられる一方、企業収益の下方修正など慎重な局面が続いている。物価上昇や資材価格の高止まりに加え、通商政策や金融市場の変動が経営の不確実性を高めている。消費は緩やかに回復しているが、節約志向が根強く、小売業やサービス業の動きは鈍い。こうした中、企業はコスト削減や収益改善を目的にDXや省力化投資を進め、持続的成長への対応を迫られている。

## 景況天気図（前年同月比のDI値）

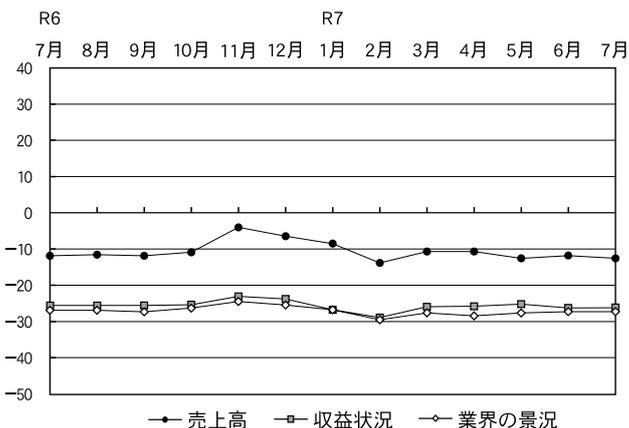
	全体	製造業	非製造業
売上高	 -13.5	 -24.0	 -3.7
在庫数量	 -2.9	 4.0	 -20.0
販売価格	 28.8	 24.0	 33.3
取引条件	 -17.3	 -16.0	 -18.5
収益状況	 -28.8	 -28.0	 -29.6
資金繰り	 -13.5	 -8.0	 -18.5
設備操業度	 -20.0	 -20.0	
雇用人員	 -5.8	 -4.0	 -3.7
業界の景況	 -28.8	 -28.0	 -29.6

## DI値の推移（対前年同月比）

### ▼栃木県



### ▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

 30以上	 10以上 30未満	 -10以上 10未満
 -30以上 -10未満	 -30未満	

製造業	食料品		7月は観測史上最高の暑さで、熱中症警報も発表された。食品スーパーの日配品は好調だったが、お中元関係は参議院議員選挙の影響で減少した。得意先の飲食店では、気温が35℃を超えると客足が遠のくとの情報があり、暑さが売れ行きに影響した。また、お米の高騰騒ぎを受け、お米の取り扱いを中止した仲間もあり、不採算商材を見直した結果、在庫が減り、手間が省け、利益が好転した。一番の問題点は、人手不足である。最低賃金が毎年上昇する中、地域によってはサービス業関係で時給2,000円で募集をしても応募者がいないという声もある。現状は既存の社員で何とか業務を回しているが、将来的な人材採用に不安を抱えている企業が多い。現在もコストアップの状況が続いており、製品価格を5～10%値上げした仲間もいた。この時代背景の中、得意先からの了解も得やすかったという。一方で、県内でも地域によっては得意先や消費者の動きに変化が少ないところもあり、価格改定の必要性を感じていない仲間もいた。(めん類製造業)
	繊維工業		売上、収益に関し前年同月とほぼ同額にてのりきった。生産商品をかき集めての前年同額KEEPになるので、業界の市況も悪い状況が続いており、厳しさがますます増えると思われ、先が不透明で困っている。(縫製業)
	木材・木製品		住宅着工数の減少により建設用木材の動きが鈍い状態である。木材非住宅物件に着目して当該物件の受注を目指したい。(一般製材業)
	印刷		原材料等の仕入れ上昇分は一定程度価格転嫁が進んでいるが、人件費分はまだまだ追いついていない。これからは、季節的にも需要が細る時期なので、競争により価格が抑えられている。(印刷業)
	窯業・土石製品		鉄鋼向けは、昨年と同等であった。建材関係は、昨年と比べ減少した。肥料関係では、昨年と比べ減少した。全体では、昨年と比べ減少した。(石灰製造業)
	鉄鋼・金属		自動車部品は少し増産になった。関税前の駆け込みか、お盆前の先行きかは不明である。8月以降の関税の影響が心配である。賞与の時期だが、現状は厳しく、とても増額できない。自動車向け金型は一部新規を受注できたが、9月以降の話題が全くない。熱中症対策で冷風機などを買い増したが、工場内は熱風化しており、あまり喜ばれていない。7月の連日の猛暑日は体力が消耗し、生産にも大きな影響が出た。雷による一瞬の停電で機械が停止し、製品不良となった。鋼材は月初に受注が増加してスタートしたが、中旬から勢いが続かず、横ばいとなった。(金属製品製造業)
	一般機器		前月と同様、全般的に不変とする組合員企業が多かった。売上高に関しては、増加と不変が拮抗しており、減少と回答した組合員もあり、全体としてはバラつきが見られた。参議院選挙後の経済政策については不透明であり、今後を不安視する組合員が多かった。相互関税の影響については、「やや影響がある」「わからない」との声が多かった。組合員が抱える大きな課題は、原材料の高騰や人材不足及び定着に集中しており、最低賃金の引き上げも今後の経営に大きな影響を及ぼすと見られる。(一般機械器具製造業)
非製造業	卸売業		業種や取扱商品によって流通量の増減に差がある。燃料価格は高止まりしており、物価高騰と相まって収益を圧迫している。従業員の人員確保は困難であり、募集をかけても集まりにくい状況が続いている。賃金の引き上げにも対応しているが、原資の確保に加えて労働時間の問題も検討する必要がある、課題は多い。(各種商品卸売業)
	小売業		毎年7月は暑さの為、牛・豚の発育が遅れ出荷頭数が少なく、豚価が史上最高になった。海外の鶏は病気で処理数が少ないため、価格が上昇し、他の輸入肉も値上がりして利益を圧縮している。(食肉小売業)
	サービス業		連日の猛暑続きで、全理連でも毎年公募しているヘアスタイルから涼しさを求める「クールビズ 헤어」のポスターを店頭に掲示し、そのヘアスタイルを求める顧客も増加しているようである。各店舗でも集客に繋がることを期待する。(理容業)
	建設業		インバウンド需要の高まりによる宿泊施設や娯楽施設、また、高齢化に伴う介護施設等の需要増加に伴い工事受注は顕著に増加傾向にあるものの、材料費等の値上りにより収益面は横ばいの状況である。(職別工事業)
	運輸業		天候の影響もあり、大手エアコンメーカーからの依頼も頻繁にあり、夏野菜の配送も非常に多く舞い込んできた。大手飲料メーカーもスーパー、ドラッグストアへ緊急の補充で依頼が多かった。昔から参議院選挙の年は、7月からの受注が減るといわれていたが、暑さが勝って忙しい1ヶ月だった。(貨物軽自動車運送業)

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。  
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

## 運送業の現状と課題、そして持続可能性への道筋

栃木県よろず支援拠点 コーディネーター  
中小企業診断士／ITコーディネータ 村田 直隆

### 1. 構造的危機に直面する社会インフラ

日本の経済活動に不可欠な社会インフラである物流、その中核を担う運送業が今、深刻な危機に直面しています。この危機は、2024年4月に適用が始まったトラックドライバーの時間外労働上限規制、いわゆる「2024年問題」によって広く知られるようになりましたが、その根源はより深く、複合的です。慢性的な労働力不足、旧態依然とした商慣行、そして極めて低い利益率といった構造的な脆弱性が、日本の社会インフラを根底から揺るがしているのです。

### 2. 運送業を取り巻く厳しい環境

日本の物流業界は、営業収入約29兆円、従業員数約223万人を擁する巨大産業です。しかし、その実態は、全事業者の99%以上を中小企業が占める「断片化された巨大産業」であり、この構造が厳しい価格競争を生み出し、DX（デジタルトランスフォーメーション）や人材育成といった未来への投資を阻む大きな要因となっています。

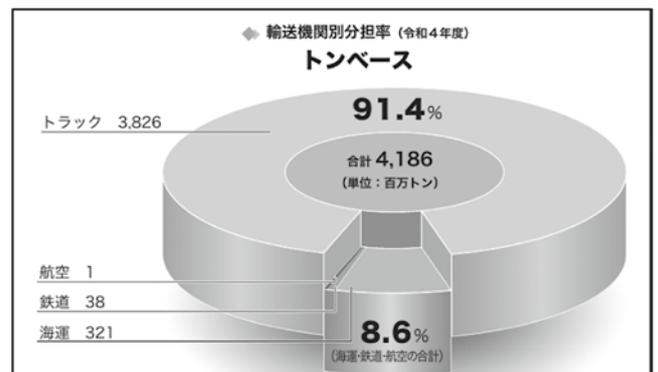
国内の貨物輸送は、トラック輸送に極端に依存するという脆弱性を抱えています。輸送重量ベースで見ると、トラックが実に9割以上を担っており、鉄道や海運といった他の輸送手段が十分に活用されていません。このため、ドライバー不足などトラック輸送網に混乱が生じれば、その影響は即座に日本経済全体へ波及するリスクをはらんでいます。

さらに、Eコマースの爆発的な普及は、消費者の利便性を向上させた一方で、物流のあり方を大きく変えました。物流は企業間の大口ロット輸送から個人向けの小口・多頻度輸送へとシフトし、貨物1件あたりの平均重量は約3分の1に激減しました。この結果、トラックの平均積載率は40%以下という極めて非効率な状態で推移しています。荷台の半分以上が空のまま走るトラックが常態化し、輸送能力の浪費や交通量の増大を招き、単位あたりの輸送コストが上昇するという悪循環に陥っているのです。この影響で、過密なスケジュールでの運行を強いられるドライバーの負担は増大し、疲労が原因の事故も増加しています。

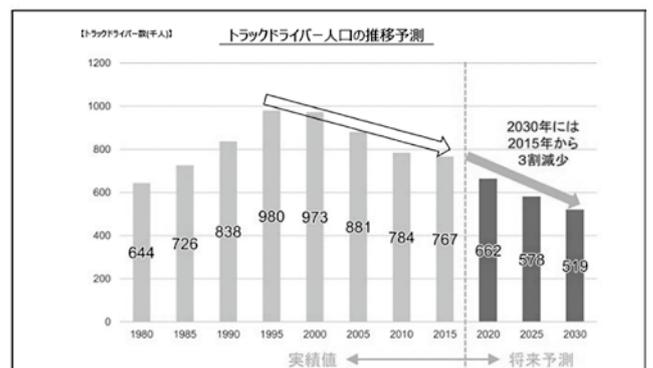
加えて、不安定な世界情勢に左右される燃料費は、常に事業者の経営を圧迫しています。政府は補助金などの政策で運送事業者を支えています。それらは一時的な延命措置に過ぎません。むしろ、実態としての輸送コストを見えにくくし、補助金への依存体質を助長するリスクもはらんでいます。

### 3. 「物流の崖」とは

今後、トラック運送会社の淘汰が進み、生産年齢人口の減少と相まって、トラックドライバーは大幅に減少すると予測されます。有効な対策が講じられなければ、日本の輸送能力は2024年度に約14%、2030年度には約34%（貨物9億トン相当）も不足す



出所：日本のトラック輸送産業現状と課題 2024  
(公) 全日本トラック協会



出所：「物流の2024年問題」等に対応した物流効率化推進に関する調査研究 経済産業省

るという衝撃的な試算が示されています。これは国内の全貨物の3分の1が運べなくなることを意味し、工場の生産停止からスーパーの棚からの商品消失まで、深刻な経済・社会の機能不全を引き起こしかねません。これが「物流の崖」です。

#### 4. 運送業界のステークホルダーに求められる変革

この複合的な危機を乗り越えるためには、すべてのステークホルダーによる多層的な対策が不可欠です。

##### 【運送事業者】

トラックドライバーの労働環境は、全産業平均より約2割長い労働時間と約1割低い賃金という厳しい状況にあり、有効求人倍率は全産業の2倍に達するなど、深刻な人手不足に陥っています。この長時間労働の主な要因は、運転時間そのものよりも、荷主の都合で発生する「荷待ち時間」や契約外の「荷役作業」です。

これらの問題の根底には、荷主との不均衡な力関係や不適切な商慣行が存在します。燃料費や人件費が高騰しても運賃に適切に転嫁できず、国が定める「標準的な運賃」を収受できていない事業者が半数以上に上ります。また、大手元請けから二次、三次へと仕事が流れる多重下請構造が、中間マージンによって末端の事業者の利益を圧迫し、低賃金と過酷な労働の原因となっています。

この状況を打開するため、自社の効率化と他社との協調を追求せねばなりません。一人のドライバーが全行程を担うのではなく、中間拠点で荷物を引き継ぐ「中継輸送」や、複数の荷主の荷物を混載する「共同輸配送」はドライバーの拘束時間を削減し、積載率を改善する極めて有効な手段です。同時に事業の持続とドライバーの待遇改善のため、「標準的な運賃」を参考に、必要なコストを運賃へ転嫁する交渉が強く求められます。

##### 【荷主】

物流を単なるコストと見なすのではなく、サプライチェーンの安定を支えるパートナーとして運送事業者と向き合う意識改革が必要です。即日配送といった要求を見直してリードタイムに余裕を持たせることや、トラック予約システムの導入によって荷待ち時間を削減するなど、ドライバーの労働環境改善への協力が求められます。特に、運送事業者の経営を持続的に安定させるために、適正な運賃への理解と協力は不可欠です。

##### 【行政】

個々の企業の努力では解決できない構造問題に取り組む役割を担います。「トラックGメン」による荷主への監視強化、パレット等の標準化の強力な推進、自動運転や中継輸送を支えるインフラ整備への投資などを早急に進めることが求められます。また、ドライバー不足への対策として、外国人材の活用を促進する法整備など、補助金以外の政策も重要です（その一環として、自動車運送分野が2024年12月から特定技能の対象となりました）。

##### 【消費者】

私たち一人ひとりが、物流を支える当事者であるとの意識を持つことが不可欠です。宅配便の約12%を占める再配達に協力することや、「送料無料」「即日配送」といったサービスの裏にあるコストを認識し、過剰なサービス要求を見直すことが求められます。

#### 5. よろず支援拠点への相談

よろず支援拠点は、全国に設置された中小企業向けの相談窓口です。経営全般から販路開拓、IT利活用まで、あらゆる経営課題に対して専門家がワンストップで支援を提供しています。「価格転嫁サポート窓口」として、価格交渉の進め方、原価計算の方法、取引先との関係維持を踏まえた対策など、価格転嫁に関する具体的な支援も実施しています。運賃交渉などでお困りの際は、お気軽にご相談ください。

##### 【栃木県よろず支援拠点】

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40

とちぎ産業創造プラザ（公財）栃木県産業振興センター内

TEL：028-670-2618 / FAX：028-670-2611

## 醤油粕の新たな可能性 醤油粕燻製チップ/ウッド

埼玉醤油工業協同組合 (埼玉県)

醤油の製造工程において排出される搾り粕のほとんどは、産業廃棄物として廃棄されているのが実情である。醤油の搾り粕（以下、醤油粕）は県内において年間約800トン生じており、廃棄物を年々増やしていることは社会としても課題となる。そこで、商業面での利用が難しかった醤油粕を再利用し「燻製チップ化」した新製品を試作・開発した。

組合内で検討した結果、組合員10社のうち4社が、燻製チップをつくるうえで十分な量の醤油粕を提供できることが分かった。組合と4社に加え、有識者を迎えた検討チームを発足、その他の組合員も参加のうえで検討していくこととなった。まずは4社が醤油粕を無償で組合に提供し、これを原料に燻製チップを業者への委託により製造していく。協議を進めるにつれ、より手軽に燻製づくりが楽しめる燻製ウッド（チップを押し固めたもの）も製造可能であることが分かり、それぞれ相性の良い食品も違うことから、チップ/ウッドの2種類を試作することに決定した。結果として、重さ約30gの燻製チップと重さ約110gの燻製ウッドを醤油粕提供の4社別に完成させた（チップ250個×4社＝計1,000個・ウッド250個×4社＝計1,000個）。検討会で4社それぞれのチップおよびウッドで香り付けした食品を試食してみると、醤油蔵によって風味や香りに個性がでることがわかった。完成した燻製チップ/ウッドは関係各所へ配付し、使用者のアンケートを集計した。令和6年現在では、燻製チップを「スモークピース」と命名し、店舗等で試験的に販売を行っている。

「醤油粕の再利用」という共通した課題の解決を目指すことで組合一体となることができ、結果として試作品の反響は大きく、日本経済新聞など各メディアでも取り上げられる成果となった。今後は販売体制を整え、製品の認知度をより高め、埼玉県産醤油を全国へと広めていきたい。また本事業は、食品業界全体の活性化につながる期待が持てる。



日本経済新聞など各メディアで取り上げられた



試作した燻製チップ(写真下)と燻製ウッド(写真上)

(「令和6年度 組合資料収集加工事業報告書」より転載 ※組合員数等一部修正)

住 所	〒360-0032 埼玉県熊谷市銀座3丁目91番地3		
U R L	—		
設 立	昭和25年2月	主な業種	醤油醸造業
組合員数	10人	出 資 金	406千円

## Q&A 公平奉仕の原則の適用について

Q

一部の組合員にのみ利用される組合事業を実施することは、公平奉仕の原則に反しますか

A

組合がすべての組合員を対象とした共同事業を適切に実施している場合、一部の組合員を対象とした他の共同事業を行っていたとしても、その他の組合員を対象にした共同事業が別途行われる計画、仕組みとなっていれば、公平奉仕の原則に反しません。

公平奉仕の原則は、個々の組合事業それぞれにおいてすべての組合員に対して利用されることまでを求める趣旨ではありません。以下のような場合には、いわゆる公平奉仕の原則（中協法第5条第2項、中団法第7条第2項）には反しません。

- ① 組合事業が現実の一部の組合員について利用されるのであっても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっている場合
- ② 組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与えられるにすぎないとしても、将来的にはほかの組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合
- ③ 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合

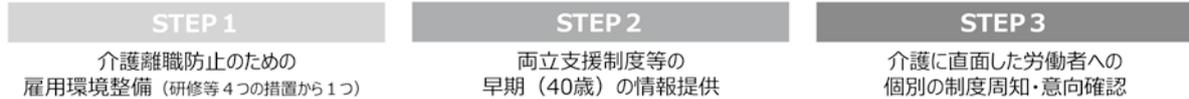
(全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集」より転載)

## 厚生労働省からのお知らせ

厚生労働省では、育児・介護休業法の改正・施行に合わせ、事業主による仕事と介護の両立支援が有機的に連携し、より高い効果を発揮できるよう、「社員の仕事と介護の両立を支援するための実務ツール」を作成しました。

### 企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール

令和6年の法改正で、事業主に**介護離職防止のための措置が義務付け**（令和7年4月～）



STEP 1～3への対応に当たり、企業の「役割」と「対応すべきこと」を明確化

企業は「働き方・休み方」の相談に対応し、介護の相談は地域包括支援センターやケアマネジャーにつなぐ

心構え  
やるべきこと

企業がSTEP 1～3を効果的に実施するための**ポイント&様式・資料集**を作成！

便利な  
記入例つき

#### 企業が両立支援に取り組む際のポイント

- ① **ゴールは社員の就業（キャリア）継続**  
・「介護に専念」すると離職につながる可能性が高くなる
- ② **介護はいつ始まり、いつまで続くか事前にわからない**  
・介護サービスと両立支援制度を活用して就業を継続  
両立支援制度の趣旨（※）を踏まえた利用を促すとともに、  
状況にあわせて柔軟に両立体制を調整  
※介護休暇：日常的な介護のコースにスポット的に対応  
※介護休業：両立体制構築のため、一定期間休業 等

- ③ **介護は相談しにくい、いつ・何を相談すべきかわからない**  
・コミュニケーションの促進、職場風土が重要
- ④ **介護支援は多様な事情を抱える社員全体の活躍促進の一環**  
・働き方見直しにより支え合える社内体制づくり

#### 各種様式・資料集も充実！

- ✓ 研修用セミナー資料（メモ付き）
- ✓ 相談窓口の対応時チェックリスト
- ✓ 「両立支援ガイド」リーフレット
- ✓ 介護保険制度リーフレット

など

**家族介護に直面しても、社員がいきいきと働き続けられる職場を目指しましょう！**

支援ツールの詳細は厚生労働省HPをチェック！ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



【お問い合わせ】

厚生労働省 雇用環境・均等局職業生活両立課  
TEL 03-5253-1111（内線7863）

## 栃木労働局からのお知らせ

### キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設されました

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

この度、「年収の壁」への対応として、現行の社会保険適用時処遇改善コースの「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たなコース「**短時間労働者労働時間延長支援コース**」が新設されました。

助成金を受けるには、社会保険加入日の前日までにキャリアアップ計画書の提出が必要になります。

☆本コースのポイント☆

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の  
人手不足の解消へ！

【お問い合わせ】

栃木労働局 助成金事務センター  
TEL：028-614-2263

# 中央会からのお知らせ

## 無料デザインソフト「Canva」活用セミナー 開催予定!

Canva（キャンバ）は、オンラインで使える無料デザインツールです。専門的な知識がなくても誰でも簡単に販促物を作成できるツールとして注目されており、豊富なテンプレートや素材を活用することで、会社の事業案内や販促チラシ、SNS投稿等のコンテンツを作成することができます。

本会では、参加者の情報発信力やブランド力を向上させる為、Canvaの活用方法を学ぶ講習会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。



- 【開催日程】 基礎編：令和7年11月5日（水） 午後2時～4時  
実践編：令和7年12月12日（金） 午後2時～4時  
※基礎編・実践編いずれかの参加も可能です。
- 【開催場所】 中央会 会議室（ハイブリッド開催を予定）  
（宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階）
- 【講師】 ジャイロ総合コンサルティング株式に属する専門家
- 【講座内容】  
・Canvaとは？事業主がCanvaを使うべき理由  
・テンプレートを使用したチラシ作成の方法
- 【受講料】 無料
- 【お問い合わせ】 栃木県中小企業団体中央会 事業管理部（結城・村上）



## 新規採用職員募集のお知らせ

本会では、「正職員」の募集を行っております。

受験資格は、来年3月大学卒業予定の新規学卒者から39歳まで。中途・第二新卒など社会人経験のある方も大歓迎です。

- 【募集人数】 若干名
- 【募集期間】 令和7年8月20日（水）から 10月3日（金）まで
- 【応募書類】  
・エントリーシート（本会HPからダウンロード下さい）  
・職務経歴書（前職のある方のみ、様式不問）  
・卒業証明書 又は 卒業見込証明書
- 【採用試験】 一次試験 適性検査及び基礎能力検査（web受検） 令和7年10月上旬予定  
二次試験 面接試験 令和7年10月中旬予定
- ※募集要項や詳細については、本会HPよりご確認下さい。
- 【お問い合わせ】 栃木県中小企業団体中央会 総務部 職員採用係

### 編集後記

9月に入り、普通であれば秋に差し掛かり、涼しくなるはずですが、まだまだ暑く、熱中症対策が欠かせない時期ですね。暑い季節が長くなり、空調代に不安を覚える方も少なくないと思います。そんな時におすすみたいのが打ち水です。打ち水は古くから行われており、水が蒸発する際に地面の熱を奪い、気温を下げる現象を活用したものです。水が比較的蒸発しにくい朝や夕暮れに打ち水を行うことで、撒いた水がすぐに蒸発しきることなく、長い間打ち水の恩恵を受けることができます。

古くから活用されてきた冷却法をうまく活用し、残暑を涼しく乗り越えたいですね。（G.T）

### 組合の情報やPRチラシを、「中央会 Monthly とちぎ」に同封しませんか？

商品やイベントの告知をしたい方、組合チラシを幅広く配布したい方、ぜひ当会「チラシ同封サービス」をご活用ください。発送コストの削減や、効率的なPRが可能となります！詳細はお電話にてお問合せください。